

平成29年2月教育委員会定例会（1日目）会議録

平成29年2月2日 開催

静岡市教育委員会

平成29年2月静岡市教育委員会定例会（1日目）次第

1 日時

平成29年2月2日（木） 午後2時

2 場所

静岡市役所 清水庁舎 3階 第1会議室

3 日程

(1) 開会

(2) 会議録署名人の決定

(3) 教育長の報告

(4) 議事

議案第29号 静岡市立小・中学校管理規則の一部改正について

議案第30号 平成28年度補正予算について

議案第31号 静岡市職員定数条例の一部改正について

議案第32号 静岡市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

(5) 報告

報告第4号 静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更に関する諮問について

報告第5号 平成29年度当初予算案について

報告第6号 校長、教頭の登用について

(6) その他

(7) 閉会

平成29年2月教育委員会定例会（1日目）会議録

- 1 日 時 平成29年2月2日（木） 午後2時 開会
- 2 場 所 静岡市役所 清水庁舎 3階 第1会議室
- 3 出席者 教育委員 委員長 伊藤嘉奈子 委員 伊澤 三郎
委員 佐野 嘉則 委員 橋本ひろ子
委員 杉山 節雄 教育長 高木 雅宏

事務局

教育局長	望月 久
教育局次長	森下 靖
教育局理事（教育環境・権限移譲担当）	高井 絢
教育局理事（学校給食担当）	森下 修一
教育局参与（学校教育担当）	月見里茂希
参与兼教育総務課長	高津 祐志
教育総務課教育力向上政策担当課長	市川 靖剛
教職員課長	仁藤 治
教職員課県費教職員権限移譲準備室長	降矢 雄貴
教育施設課長	向達 寛
学校教育課長	川島 広己
学校教育課特別支援教育センター担当課長	仁藤 展輝
参与兼学事課長	廣瀬 陽
学校給食課主幹兼食育推進係長	柴田由香里
教育センター所長	瀧浪 泰
中央図書館館長	佐野 和宏
市立高等学校事務長	榊原 光男
市立清水桜が丘高等学校事務長	望月 公昭
教育総務課主幹兼調整係長	宮城島清也
教育総務課主査	宇佐美亜希

4 日 程

(1) 開会

伊藤委員長 ただいまから、平成29年2月教育委員会定例会を開催いたします。

(2) 会議録署名人の決定

伊藤委員長 本日の会議録の署名人を杉山委員に指定

(3) 教育長の報告

高木教育長 資料「1月定例会 教育長報告」により報告
1月のことですが、平成28年度第2回指定都市教育委員・教育長協議会があり、委員長と高井理事が参加しました。私の代理として出席した高井理事から報告をお願いします。

高井理事 平成29日1月24日開催平成28年度第2回指定都市教育委員・教育長協議会資料「平成29年度予算（案）主要事項」の6ページを開いてください。

文部科学省の職員が指定都市教育長会議に来て、平成29年度の文部科学省の予算案の特徴を説明したものです。

まず、大きな特徴としての教員の配置の増という部分です。

「2. 内容」の「(1) 教職員定数の改善」というところをご覧ください。

毎回、財務省と折衝をしている教員の数が加配定数と言われるものですが、今年が目玉として、加配定数を基礎定数という、児童数が何人いれば何人加配しますという自動的な形に振りかえた項目が、いくつかあります。

その1つが、発達障害等の児童生徒への「通級による指導の充実」で、現在は児童16.5人に対して1人教員が加配されているところを児童13人に対して1人という割合で加配されるように、基礎定数化が進んでまいりました。これは、全国的に、発達障害を持つ児童が増加しているという流れに沿ったものになります。

もう1つが、外国人児童生徒等教育の充実ということで、静岡はあまり多くはないのですが、様々な地域で苦労しているということで、現在は21.5人に1人ですが、18人に1人という割合で教員が加配されることになります。

この2つが、今後、発達障害を持つお子様や外国人児童生徒の増加が見込まれる中で、きちんと基礎定数として措置をしようという項目になっております。

一方で、初任者研修体制の充実というところですが、新陳代謝、若返りということで30代、40代の教員が非常に少ない中で20代の若手の教員が大変増えております。こういった若手の教員に対する初任者研修体制の充実ということで、もともと初任者研修対象者7人に対して1人の割合で教員が加配されていたものが6人に1人という設定がされます。

また、指導方法工夫改善加配、これは様々な要因によって苦勞している部分に教員を加配するという形で行われていたものですが、基礎定数化されることによって大都市にとってはいい方向になるのですが、小規模な自治体で子どもの数が揃っていないところでは、何人の生徒に対して何人の教員が加配されるという形になると、難しいことが起きてくるということで、文部科学省としても、この指導方法工夫改善加配が基礎定数化されることによる各都道府県、都市による不均衡を多少は是正していかなければならないというようなことが発言されておりました。

8ページをご覧ください。教員の資質能力の向上というところで、今般、臨時国会で教員養成の関係の法改正がありました。要は、教員育成指標というものを各都道府県、指定都市で作ってくださいということが法律上、明確化されました。国としても、コアカリキュラムをつくることにはなるのですが、もともと教員養成は、大学にかなり任されていたところを、今後は、各指定都市、都道府県で協議会を置いて、しっかりつくってってくださいということで、教員養成についても教育委員会から発言することができるようになります。静岡市としても、来年度、教員育成指標を作成するということが協議会が置かれますが、そういったことも含めて、文部科学省としては、ぜひ大学に対しても建設的に物を申しただきたいという発言がありました。

先ほどの定数のことですが、こちらは、義務標準法という法律が3月末に改正される予定です。その際には、コミュニティスクールについても努力義務化する規定が入ってまいります。

予算案の目玉としては、以上です。

別途配付しました「学校現場における業務の適正化に向けて」という資料をご覧ください。こちらは、現在の文部科学大臣が非常に力を入れている事項で、教員の多忙化が叫ばれている中で、いろいろなことをやろうとしても多忙化解消をしなければなかなかうまくいかないということで、学校現場における業務改善加速プロジェクトというものに予算をつけて、いろいろな地方で取り組んでいただきたいという話がありました。こちらについても、静岡市としても検討していくという方向にはあるかと思えます。

あとは、部活の適正化の話で、これも何度か申し上げている話ですが、来年度、国の運動部活動に関する総合的なガイドラインが

策定されます。静岡市も、多少進めているところですが、国としては来年度ということす。部活動指導員の位置付けについても、もう少し早い段階で施行規則の中に盛り込まれる予定になっています。

これは、文部科学省としての動きということでお話があったものになります。

もう1枚の「少人数学級編制の取組状況」という資料をごらんください。

文部科学省の発表があった後に、各指定都市の教育長の皆様方と加配を含めた教員、教職員の配置によってどういう効果があるかという話でエビデンスの議論をいたしました。我々の分科会は、川崎市、静岡市、名古屋市、大阪市、広島市、北九州市で、どういう形で教職員定数をつけていくのがいいのかという話をしたのですが、例えば、資料の北九州市の欄をご覧くださいと、小学校1年生、小学校低学年については35人以下学級を実施しているのですが、小学4年生と中学3年生については選択制ということになっています。北九州市は、学校裁量という形で、学校にある程度教員を預けて、小学校、中学校で、自分たちが課題だというものを学校経営者が選択して少人数学級を進めていくという方向性を取っています。また、大阪市は、さほど少人数学級は進めていないのですが、大阪市は少人数学級によって学力が向上する云々という話ではなく、貧困対策がより重要であると考えているということでした。大阪市は、高学力層が多い一方で、低学力層も非常に多いという構成になっているので、今後は教員配置については低学力層を含めて、集中的に配置していくために施策を組んでいくという話でした。

いずれにしても、権限移譲がなされたということで、各市とも自らの裁量によって人が配置できるようになりますので、それぞれ工夫をしていきたいという議論が全体的にはあったかと思えます。報告は、以上とさせていただきます。

伊藤委員長 今の御報告について何か御質問等ございますか。無いようでしたら、議事に入ります。

(4) 議事

伊藤委員長 2月の定例会は、本日と来週8日水曜日の2日にわたって開催します。

本日は、議案4件の審議を予定しております。また、報告が3件、その他の案件が3件ございます。

なお、議案第30号から第32号まで及び報告第5号は、今後、市議

会への提案を予定しており、また、報告第6号は人事に関するものということです。これらにつきましては、旧地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、非公開の扱いとしたいと思います。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

伊藤委員長 それでは、皆さんの御承認いただきましたので、これらの案件につきましては、非公開の扱いとします。

なお、非公開案件の審議につきましては、公開審議の後で行うものいたします。

<議案第29号 静岡市立小・中学校管理規則の一部改正について>

教育総務課教育力
向上政策担当課長 議案説明

伊藤委員長 パブリック・コメントで出された意見は、どのようなものだったのか、御説明いただけますか。

教育総務課教育力
向上政策担当課長 内容ですが、学校の名称が通称名であるということについてのものです。今年度から小中一貫校となった井川小中学校について、正式名称と通称名が存在する意味、使い分けがよく分からない、職員配置にも、小学校職と中学校職があるというのは理解できないという内容のものでございました。こちらについては、改正内容には直接関係ないため、参考意見とさせていただきますが、こちらの見解として、平成28年4月に開校した井川小中学校が併設型小中学校の小中一貫校としてスタートしており、1人の校長のもと、一体的な学校運営を行っているという文章を市のホームページに掲載したいと考えております。

伊澤委員 規則の新旧対照表ですが、井川小中学校は今年度から小中一貫校として表になっています。改正後は、大河内小中学校が一番上になるのですが、この順番には何か意味があるのか教えてください。

教育総務課教育力
向上政策担当課長 学校設置条例の表の順番に合わせてございます。

伊藤委員長 議案第29号については、原案どおり議決してよろしいでしょうか。

各 委 員 承認

<議案第30号 平成28年度補正予算について> (非公開)

教育局次長 議案説明

各 委 員 承認

<議案第31号 静岡市職員定数条例の一部改正について> (非公開)

教育局次長 議案説明

各 委 員 承認

<議案第32号 静岡市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について> (非公開)

教育総務課長 議案説明

各 委 員 承認

(5) 報告

<報告第4号 静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更に関する諮問について>

学事課長 資料に基づいて報告

伊藤委員長 城北小学校について伺います。他の学校は、新しく対象になる児童生徒がいる場合は、その学校に特別支援学級を新設するというのですが、城北小学校は竜南小学校の学区も含んで新設するような形になっています。これは、他のところとやり方が違うように思ったのですが、竜南小学校も学区として含めたのは何か意味があるのでしょうか。

学事課長 地図を見ていただくと分かる通り、これまでだと竜南小学校の児童は葵小学校の特別支援学級に通学しますが、城北小学校に新設された場合には、城北小学校の方が通学区域としては近いということが一番の理由ではないかと思います。

伊藤委員長 そうすると、城山中学校、長田南中学校も城内中学校に通うよりは新設する長田西中学校の特別支援学級に通う方が近いのではな

いかと思うのですが、学区の区分のルールはあるのでしょうか。

学事課長 委員長がおっしゃったように、7ページの長田西中については地図上では長田南中学校や城山中学校が近くなのですが、特別支援学級の児童が通学するに当たっては、バス路線等も確認します。バスで通学するに当たって、長田南中学校、城山中学校、その上の服織中学校は、城内中学校へ行く路線の方が本数が多いというようなこともあるものですから、長田西中学校については単独で開設するものです。

伊藤委員長 そうすると地形的な隣接性だけで判断されているわけではないということですね。

他に御質問、御意見ございますか。なければ、本件は、報告案件ですので、以上で御報告いただいたこととします。

<報告第5号 平成29年度 当初予算案について> (非公開)

教育局次長 報告

各 委 員 了承

<報告第6号 校長、教頭の登用について> (非公開)

教職員課長 報告

各 委 員 了承

(6) その他

○ 平成27年度包括外部監査結果に対する措置の状況について

教育局次長 資料に基づいて説明

伊澤委員 昨年度、説明を受けたのかもしれませんが、分からない部分があるのでお聞きしますが、この監査の中で、5ページの小中学校のところからですが、措置状況に「学校預かり金の手引き」というものが何回か書かれています。これは、校長が承知していればいいのか、それとも事務職が承知していればいいのか、その手引きについて教えていただけますか。

教育総務課長 この手引きについては、学校事務の職員、校長も当然承知してい

るのですが、学校事務を取り扱っている事務員に周知をしています。

伊澤委員 実際には、預かり金ということで、校長はもちろん承知しているのですが、ここがはっきりしていないと、こういう指摘をずっと受け続けると思いました。事務員だけではなく、校長がしっかり管理することができる状態をつくっていかないと、多少でも、どんな細かいことでも、監査の対象になってしまうのではないのかと思いましたが、確認をしました。

伊藤委員長 私も疑問として感じたのが、A3の資料の5ページで、「Ⅲ.小中学校」のところ、例えば、「1.学校預かり金の着服対策について」の措置状況のところ、4行目の最後から5行目にかけて、「静岡市学校事務改善協議会が策定した『学校預かり金の手引き』に規定されています」と書かれています。つまり、この「学校預かり金の手引き」は静岡市学校事務改善協議会が策定したということになっていますし、その後を読みますと、いろいろなことについて「静岡市学校事務改善協議会を通じて全学校長宛てに」とありますので、この手引きについては、教育委員会があまり知らないとか、あまり関わらずに、学校事務改善協議会がコントロールする体制になっているかのように読み取れます。それで、この静岡市学校事務改善協議会がどのような組織なのか、教育委員会が権限を委譲している、ここを通していろいろなことをするという形になっているのか、どういう権限があって、どういうことをしている組織なのか、教えていただけますでしょうか。

教育総務課長 この学校預かり金自体が、そもそも公費ではありません。例えば、修学旅行の積立金とか、PTA会費という形で集めるものです。

教職員課長 静岡市学校事務改善協議会につきましては、学校事務の職員、教育委員会事務局の職員、教職員が担当として関わって構成されているものです。学校事務が円滑に進められるように、それぞれ課題を持ち合いながら、徐々に改善を重ねてきているという状況です。

伊藤委員長 先ほどとは他のところでも、教育委員会からの直接の通知ではなく、全学校長宛てに通知することを学校事務改善協議会に依頼したという書き方をしているところがあって、必ずこの協議会を通して物事を進めているようにも読み取れます。公費ではない預かり金のことに関しては、教育委員会としては一步距離を置いて、それは学校内部の問題だというスタンスになっているのでしょうか。

か。つまり、直接指示するという事は、あえてしていないということなのではないでしょうか。

教職員課長 教育委員会が全てコントロールしているという状況ではありません。学校事務改善協議会については、学校事務員が学校事務を円滑に進めていくための課題を持ち合いながら進めていることに事務局等も関わりながら、あるいは、現場の校長も関わりながら、学校事務の円滑化を図るという目的で設置されているものです。

伊藤委員長 つまり学校長への連絡も、教育委員会が直接せず、学校事務改善協議会を通すと書かれているのですが、そうしているということですか。つまり、教育委員会は直接関わらないで、いつもこの協議会を通して指示しているということですか。

教職員課長 そういうことです。

伊藤委員長 教育委員会では直接、指導、監督はしていないというスタンスを取っているということですか。

教職員課長 縦の関係で、教育委員会が頭にあって、そこからという形ではありません。連携を図りながら進めていくという組織になっております。

伊澤委員 公費ではないとは言え、納める保護者は公費に等しいものと捉えてしまいます。ましてや、校長がそれを承知しているわけですから、監査の措置状況としては、この文書で済むのかもしれませんが、一般市民の目線からすると、教育委員会が知らないでは済まない状況になってしまうと思います。こういう問題が出てこなければ、こういうことは一般市民や保護者にはなかなか伝わらないことなのかもしれませんが、公費と同じような気持ちで扱わないと、一般市民は納得しないと私は思います。教育委員会が直接指示を出しているわけではないとしたら、指導をしっかりしなければいけないのではないかと思います。

佐野委員 預り金の管理の義務、責任をどこが負うかという問題だと思います。着服のような事案が出た場合に、一体どこが責任を負うのか、どこが改善をしていくのかという責任の所在が明確ではないような気がします。

先ほど伊澤委員もおっしゃいましたが、保護者から見ると、学校に納めたお金ですので、運用がうまくいっていないとなれば、管理をきちんとして、責任を負うところがはっきりしてないと、少

し納得いかないものだと思います。責任の所在というのはどうなっていますか。

橋本委員 基本的には、学校がお預かりしていますので、校長の責任だと思います。ただ、校長一人の判断ということではなくて、皆さんがおっしゃったように、全市的に、まずいことが起こらないような取決め、チェック体制について、校長、教頭、事務職員、そして教育委員会の指導の中で、自発的な組織をつくっているということだと思います。ですから、教育委員会からの指導じゃないから重視しないということではなく、自分たちで改めてこういうことはきちんとやってみようということを設定する組織だと認識しています。決して、教育委員会から言われなから、この通知は無視するということが全くないのではないかと思います。校長の判断が揺らがないように、きちんとするためにつくっている組織というふうに私は理解しています。

佐野委員 橋本委員のおっしゃること、非常によくわかります。ただ、校長の責任は、最終的には、市立の場合は静岡市の責任になり、教育委員会の責任になるというのが一般的な考え方だと思います。そういった意味では、はっきりしない部分があるのではないかと、という印象を持ちます。

高木教育長 突き詰めて考えると難しいことだと思います。公費か私費か、静岡市としてのお金なのか、私のお金なのかという、大きな区分けから入っていくことだと思うのですが、佐野委員が言われたとおり、最終的な責任は、学校の場合は校長であることは間違いありませんが、その校長を管理するのは教育委員会であるなら、全て行政が関わるものではないかという理屈もそのとおりだと思っています。ただ、現実的には、預かり金というのは各学校で内容も、金額も違います。そして、誰の合意でそれを集めているかというと、PTA総会の中で皆さんの総意でその金額を集め、それを便宜上、学校が、事務職員が窓口になって預かります。預かった以上は管理をしっかりしなければならないということで、そのためにどうしたらいいか、各学校の事務職員が連携する中で、どうしたら適切な集金方法、管理方法、執行方法ができるかということを中心に研究しているのがこの学校事務改善協議会です。現場任せとしないために、教育委員会事務局の職員も関わっていて、教職員課が指導、助言しているという組織です。ただ、御質問のあった最終的な管理者は誰なのかということについては、とても難しいところがありますね。最終的な答えとしては校長だと思いますが、では、校長を管理するのはということになりますので、

措置の状況としてはここに書かれているようになりますが、全てを学校任せ、事務職任せにしているのかと問われると難しいと思います。今日は、それしかお答えできませんが。

伊藤委員長 学校事務改善協議会がどういう組織か先ほど御説明をいただいて分かったのですが、それが常設の組織なのか、会長がいて常に臨機応変に機動的に動けるような組織なのかどうかというと、そこまでアクティブなものでもないように思います。そうすると、そこを通していろいろなことをするのが現実的な対応として可能なのかどうかという疑問がありますので、中身がよく分かりませんが、ただ名前だけを使ってそれを通すようなことになってはいけないと思います。ですから、この事務の流れも含めて、間違いがないように、また、合理的な事務になるように進めていくことができるように、さらに御検討いただくと言うか、改善していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

佐野委員 P T Aに対する指摘の欄ですが、「P T A会長等役員に伝えました」と書かれています。組織体に伝えるのではなくて、役員に伝えたという表現になっていますが、個人的な役員に伝えるということによいとかどうかということをお聞きしたいのですが。
P T Aという組織に伝える必要があるのではないかと思うのですが、役員とされているのは何か理由があるのか教えてください。

教育総務課長 P T Aの組織に伝えるという形ではあります。代表は会長になります。措置の状況としての表現としては、「P T A会長等役員に伝えました」と書いてありますが、P T Aという組織に伝えたという認識で書かせていただいています。

佐野委員 この文書ですと、誤解を生じるのではないかと思いますので、訂正できるのかどうか分かりませんが、しかるべき表現にした方がいいのではないかという意識を持っています。

高木教育長 では、それは受け止めさせていただきます。

伊藤委員長 11ページの上から4段目の右の欄ですが、「静岡市学校施設整備計画【整備方針】に基づく学校施設整備実施計画については、平成28年度中に第3次総合計画の実施計画に登載します」と書いてあって、措置済とありますが、今年度中に第3次総合計画の実施計画に登載されたのですか。どのような内容でしょうか。

教育施設課長 この整備計画に基づいて、現在、施設計画の中で施設の改修の順

位付け等を行っているのですが、毎年度、は第3次総合計画の実施計画についてはローリング作業があり、第3次総合計画の前期分、平成30年度までの事業については、今月中旬、平成29年度の予算発表と同時期に実施計画も適用されるということですので、このような回答をさせていただいています。

伊藤委員長 現時点では、まだということでしょうか。

教育施設課長 基本的には、企画局からの波及になります。今年度のローリングについての公表は、まだされていないと聞いています。

伊藤委員長 学校施設整備計画の基本方針や考え方などは、これまで、私たちもいろいろ伺ってまいりました。その中で、どこの学校からどういう順番で改修するのかということは、統廃合の問題もあるのでいろいろ検討中で、決まっていないと聞いていました。具体的に、どこの学校からどうするというのを個別の学校の名称では伺っていませんでした。それが、このような書き方になっていましたので、いよいよA小学校、B小学校という形で、決まったのかな、決めるのかな、というふうに思ったのですが、そういうことですか。

教育施設課長 先ほどお答えしたように、現在の第3次総合計画は平成34年までの計画で、実施計画は前半と後半ということになっています。それで、前期分については、平成30年度までの事業になるものから、その分について公表されるという意味で、こういう回答をさせていただいております。

伊藤委員長 具体的な話として、よく分からなかったのが伺いたいのですが、森下小学校が建替えをしているのは知っています。それから、細かなことでトイレの改修やいろいろな緊急の改修をしているのは分かるのですが、もっと大がかりな改修や建替えがあるのかどうか、そういう話はすぐに分かるのですか。それとも、それは決まっていないのですか。

教育施設課長 平成29年度、平成30年度という第3次総合計画の前期部分のアセットマネジメントによる大規模改修等、その事業費等が実施計画の中で今回示されてくるという予定であります。

高木教育長 委員長が聞いているのは、その計画名に具体的な校名は、もう位置付けられているのですかということですか。

教育施設課長 実施計画の中では、校名までは明記されません。あくまでもそれは予算要求の時点で学校が明らかになります。事業規模について、実施計画の中で示されているというような公表の仕方になります。

教育局長 具体的には、後ほど報告で出てくるのですが、平成29年度の予算の中で、具体的な学校名が示されます。ですから、今、教育施設課長が言ったように、総合計画の時点では金額等は公表されるのですが、校名は公表しません。予算化されたときに初めて学校名を公表するような形になります。ですから、後ほど平成29年度の予算の概要の報告があると思いますが、その中では校名が、中学校はどこ、小学校はどこという形でお示しができるようにしてあります。

伊藤委員長 そうすると、どこの学校から改修等をするのがということが明確になってくるということですね。
他には御質問、御意見等よろしいでしょうか。
それでは、この案件は、以上とさせていただきます。

○ 平成28年度学校監査の結果報告について

教育局次長 資料に基づいて説明

杉山委員 薬品管理についてですが、今回は、2校に対して指摘があったわけですが、これについては、他の学校も、通達だけではなく、自ら確認するという作業が必要ではないかと思うのです。子どもたちの安全という面ですね。健康状態、これが一番大事ですので、ぜひともお願いしたいと思います。

学校教育課長 理科薬品についての指摘事項につきましては、現在、各学校の現状の調査をしているところです。2月15日までに報告結果を提出してもらって、2月22日に理科教科主任会がありますので、そこで報告の結果を踏まて、再度直接、理科主任に指導をするという計画でいます。

伊藤委員長 薬品の管理については、毎年、この監査報告書で不備の御指摘がありました。それで、毎年改善しましょうという話をしたのにもかかわらず、なかなか改善できずにいましたが、去年は様式を整えていただいたために指摘を受けることがありませんでした。ところが、また同じような結果になってしまったことが本当に残念だと思います。ですから、もう一度、原点に立ち戻って、どうしてこういうふうになってしまったのか、原因を究明していただい

て、来年度はこういうことのないように、気を引き締めていただきたいと思います。

伊澤委員 (3) のいじめについてですが、いじめの件に対して、こういう形で監査を受けたということは、とても残念です。教職員のみで委員会が構成されていたということですが、そうだとすると、この報告というのは、どのように教育委員会に挙がってくるのでしょうか。例えば、いじめ防止等対策委員会が各学校に設置されているのだとすれば、その委員会の報告というのは、必ず教育委員会に挙がってくるのだらうと思うし、その構成メンバーというのも、ある程度把握しなければいけないのではないかと思うのですが、こういう形でたまたま監査にあった学校については、地域の方も保護者の方も入ってなかったということですので、この辺はもう一度確認していただいて、各学校のいじめ防止等対策委員会の確認をして、その対策をしっかりしていただきたいと思います。

学校教育課長 学校には何々委員会というものが非常に多いということも現実ではあるわけですが、この監査の指摘事項のとおり、個人情報があるとしても、取り決めが生かされていないのではないかという御指摘は非常に重要だと捉えていて、特に、いじめ防止等対策委員会については、非常に大切な会だという認識を持っております。

つきましては、学校にとっては委嘱事務を初め、開催や招集の手間、また、参加をお願いする地域、保護者の方にとって、参加していただきやすいような体制、方法等を今後検討してまいりたいと考えております。

伊藤委員長 この御指摘も非常に重要と思うものですから、ぜひ来年度に向けて御検討いただければと思います。

高木教育長 今の2点について、委員の皆さんから御指摘をいただきました。1つは、理科備品ですね、理科の薬品の保管等々の徹底ということでした。委員長がおっしゃったとおり、これは昨年度、徹底できたのですね。ゼロになりました。ですから、できないことはないという実績が証明されているので、ある面では、どこかに緩みがあったのではないかということで、システム上については、学校教育課で様式をそろえるなどの話をしているわけですが、見届ける、確認という意味では、私たち事務局に怠りがあったのではないかということを感じています。

もう1点、伊澤委員からお話のあった、いじめについてですが、せつかくの要綱ができていながらもかかわらず、実態がそぐわなかったという御指摘をいただきました。まさしくそうでした、こ

れについてもしっかり受け止めます。ややもすると、なぜできなかったのかという理由が先に出てくるのですね。どうしても個人情報保護のために、外部の人は入れられなかったというような、できなかった論が優先してしまうと、何のための要綱だったのだろうということになります。実践的な面を中心にしながら、意義あるものにしようということで、再度いじめの防止対策の要綱については手直しをしながら、実効性のあるものにします。

伊藤委員長 この件について、他に御質問や御意見はありますか。
それでは、本件は以上とします。

○ 平成29年度学校給食費の改定について

森下理事 資料に基づいて説明

高木教育長 この件については、今までも教育委員会協議会を通して、現状を説明申し上げてきたところです。

そして、今日は、正式な報告ということになります。このためには学校給食課を中心として、栄養士など現場も含めて、もろもろ対策を講じてまいりました。何とか子どもたちに、おいしさを確保しつつ、そして量も何とかしてあげたいということで検討してきたのですが、時には減量パンとか減量御飯という形で量を減らしたこともあります。かつては、子どもたちが本当に喜ぶ、季節にちなんだケーキやデザートがつくというようなお楽しみもありましたけども、今は、それが提供できないという状況になっている中で、改めて、本日、説明させていただいたとおり、子どもたちにも量、質とも満足のいく給食の提供をしていきたいということで、20数円、静岡市全域の市立小中学校において値上げをさせていただくという報告になります。

伊藤委員長 保護者への御説明はどのような形になりますか。

森下理事 まず、今週の土曜日にPTA会長が集まる全体会がありますので、そこで御説明をさせていただくというのが1つございます。

それから、別途、この内容を各小中学校に知らせてありますので、小中学校それぞれが保護者に対してお知らせを出していくという形で、保護者の方には伝わっていくと理解しております。

PTA会長会が2月4日にありますが、それに先立って、静岡市PTA連絡協議会の会長、副会長には、そういう段取りで進めさせていただくということをお話させていただいて了解を得ているところでございます。

伊藤委員長 保護者の中には、いろいろ御事情がある方もいらっしゃるかもしれないし、また、いろいろ御意見もあるかもしれないので、もしも御質問等が保護者からあった場合には丁寧に御説明いただきたいと思います。

森下理事 保護者宛ての通知の中には、そういった対応を学校給食課で一本化して対応していくということも記載してあります。私どもの方で十分対応していきたいと思っております。

○ 学校給食課の事業の新聞記事への掲載について

高木教育長 給食について新聞記事が出ました。これはうれしい報告です。せっかくの機会ですので、皆さんにお知らせをしたいと思います。釜揚げしらすのことですが、この前、文部科学省へ出張したものと併せて、この新聞記事の報告をしてください。

森下理事 釜揚げしらすを使った学校給食のメニューの開発についてです。既にお耳に達していらっしゃると思うのですが、文部科学省で、地産地消の推進とか、食品ロス、あるいは伝統的食文化というようなものを推進していくための研究事業について募集があり、本市が応募をしたという経緯があります。その内容は、これまで一度も学校給食で提供したことの釜揚げしらすを給食で提供できないだろうかということの研究開発です。

平成28年10月から、漁港の皆さんとか加工業者の皆さん、それから水産漁港課の職員にも加わっていただきながら、研究を進めてきて、12月に、由比漁港周辺の小中学校6校、それから用宗漁港の周辺の小学校6校の合計12校に対して、試作品という形で提供をさせていただきました。その取組の発表会が、先月の1月25日に東京都で行われ、学校給食課の職員が参加してまいりました。新聞記事は、そのようなことを取り上げていただいたものです。

高木教育長 学校給食課の担当者からも報告をお願いします。

学校給食課主幹 昨日、推進会がございまして、漁協の方、業者の方、皆さんが一堂に会しました。そこで、私から、今回は皆さんの代表ということで文部科学省の発表会に行かせていただきましたという話をし、同じ発表をさせていただきました。最後に、皆さんから「僕たちも、子供たちが食べている姿ってなかなか見ることがなくて、本当にいい機会をくれたね」と言っていただき、その一言で救われた気がいたします。「今後も、学校給食で協力できることは惜しみなくするよ」という非常に温かいお言葉をいただきました。

つながりができたということで、ありがたく思っています。

高木教育長 今、発表があったとおりですが、以前から文部科学省の応援を得て研究する中で、今までにない試み、今までは無理だと思ったことを実現するという姿の1つが、この釜揚げしらすの給食提供ということでした。特に表彰があったわけではありませんが、それ以上の評価をいただいたと思っています。

今、委員の皆さんのお手元には、静岡新聞の「大自在」の切り抜きを配付していますが、最後の文書を読みたいと思います。私も感動しました。最後の文ですが、「しらす給食の当日柴田係長は、頬張る子供たちの姿以上に、見守る業者の表情が印象的だったと話す。うれしそうでほっとしたようないい笑顔ばかり。食育には家庭や学校にとどまらない多くの担い手がいる。」という文章で締めくくってあります。

今日も記者さんたちが来て来ていますが、とてもありがたい応援の記事をいただいて、教育委員会もとても感動しながら、また頑張ろうというような思いになっているところです。

伊藤委員長 来年度もこういう試みはどんどん続けていただけるとありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(7) 閉会

伊藤委員長 以上で、平成29年2月静岡市教育委員会定例会1日目を閉会します。

午後4時47分